（仮称）奥州市犯罪被害者等支援条例に係る意見公募（パブリックコメント）手続の結果について

1　意見募集（パブリックコメント）手続の実施概要

（１）意見募集期間

令和８年９月 24 日（木）～令和８年 10 月 26 日（月）　※　計画案公表日は、意見募集期間初日に同じ

（２）閲覧場所

市ホームページのほか、奥州市役所市民環境部生活環境課、各総合支所地域支援グループ

（３）意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、
市内に存する事務所又は事業所に勤務する方、市内に存する学校に在学する方

（４）意見の提出方法

所定の「意見書」に必要事項を記入し、「郵送」、「持参」、「ファックス」、「電子メール」のいずれかの方法による。（電話・口頭受付不可）

2　意見の提出状況　　提出者１人（うち団体０人、個人１人）、意見数１件

3　意見への対応区分と件数

Ａ：条例へ反映させるもの：０件

Ｂ：条例同趣旨あるいは記載済のもの：０件

Ｃ：条例等に反映させないもの：１件

Ｄ：その他、要望・意見・感想等：０件

別紙

意見の内容と意見に対する市の考え方

No.	意見	検討の結果及びその理由（回答）	区分
1	奥州市犯罪被害者等支援条例案　追加条文案 １　相談票の交付及び受理 市は、犯罪被害者等から相談、申出又は支援の利用に関する意思表示を受けたときは、相談票を交付しなければならない。 ２　市は、提出された相談票に受付順に一連番号を付し、受付年月日とともに相談者に明示しなければならない。 ３　市は、正当な理由がない限り、相談票の提出を拒んではならない。 ４　市は、相談票を受理しないときは、その理由を記載した書面を遅滞なく交付しなければならない。 ２　簡易確認義務 市は、相談票の提出を受けたときは、犯罪被害者等に過重な負担を課さないよう配慮しつつ、提出され、又は提示された診断書、有印公文書その他窓口において簡易かつ迅速に確認することができる資料により、支援の要否及び内容の判断に必要な範囲の事実を確認しなければならない。 ２　市は、前項の確認結果を踏まえ、利用可能な支援を遅滞なく案内し、必要な支援につなげなければならない。 ３　共同申請支援	１　相談票の交付及び受理について 本条例において、個別具体の事務処理手順を規定することは想定しておりません。 直接の規定は設けませんが、いただいた御意見の趣旨を踏まえ、今後、具体的な相談受付手続等を定めたマニュアルを整備し、実務において適切かつ丁寧に対応してまいります。 ２　簡易確認義務について 本条例において、個別の確認方法や確認資料の範囲、支援案内の手順を規定することは想定しておりません。 相談対応に当たっては、相談者の状況に応じて負担軽減に配慮しながら情報収集し、必要な情報提供や支援の制度を管轄する機関へのつなぎを適切に行ってまいります。 ３　共同申請支援について	C

	市は、犯罪被害者等が犯罪被害者等給付金の支給裁定その他これに類する公的支援の申請をしようとするときは、申請書及び添付資料の作成整理を共同して行い、必要資料の収集補助、提出先の確認、提出への同行、提出書類の写しの保管及び提出経過の記録その他申請に必要な支援を行わなければならない。 ２　犯罪被害者等給付金の申請は、都道府県公安委員会に対して行い、警察署長又は警察本部を経由して提出することができる。 ４　記録作成及び保存 市は、相談票の受理又は不受理、確認資料、庁内共有、他機関への照会、支援判断、不支援判断及びその理由並びに処理経過を記録し、適正に保存しなければならない。 ２　市は、前項の記録について、法令に反しない限り、本人の求めに応じて開示及び意見付記の機会を確保するよう努めなければならない。 ５　目的外共有及び改変の禁止 市の職員は、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、犯罪被害者等の病歴、受傷歴、受診歴、避難先、家族関係その他支援に際して知り得た要配慮個人情報を、当該事務の遂行に必要な範囲を超えて共有し、提供し、又は漏らしてはならない。 ２　市の職員は、犯罪被害者等が提出し、又は提示した診断書、意見書、有印公文書その他の資料について、その趣旨を歪める要約、原因傷病の差替え、被害原因の変更その他実質的な内容改変をしてはならない。	本条例において、申請書類の作成整理を共同して行うこと、提出への同行、写しの保管、提出経過の記録などの個別具体の手順を規定することは想定しておりません。 情報提供や関係機関への案内など適切な支援に努めてまいります。 ４　記録作成及び保存について 本条例において、記録項目や保存方法、開示手続等の個別具体の手順を規定することは想定しておりません。 これらの事項は、文書管理や個人情報保護に関する既存の法令及び例規に基づき、適正に対応してまいります。 ５　目的外共有及び改変の禁止について 本条例において、個別具体の禁止規定を追加することは想定しておりません。 これらの事項は、既存の法令等に基づく適正な情報管理及び職員の服務規律の徹底により対応してまいります。	

	6　奥州市犯罪被害者等支援審査委員会 市に、奥州市犯罪被害者等支援審査委員会を置く。 ２　審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。 一　相談票の不受理に関する不服申出 二　支援の不実施又は支援内容に関する不服申出 三　窓口対応、記録管理及び情報共有の適否に関する申出 四　条例の運用状況の点検及び再発防止に関する事項 ３　審査委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は是正意見を述べることができる。 ４　市の機関は、前項の是正意見を受けたときは、講じた 措置を審査委員会に報告しなければならない。	6　奥州市犯罪被害者等支援審査委員会 本条例において、不服申出や運用点検のための独自の審査委員会の設置を規定することは想定しておりません。 相談しやすい体制づくり、適切な記録管理、関係機関との連携及び既存制度の適正な運用により対応してまいります。	
	7　懲戒手続及び職務排除 任命権者は、前二条に違反する疑いがあると認めるときは、速やかに調査を開始しなければならない。 ２　任命権者は、前項の調査の対象となった職員につい て、被害者保護及び証拠保全のため必要があると認めるときは、当該事案に関係する相談業務、個人情報取扱業務その他市長が定める業務から外さなければならない。 ３　任命権者は、故意の行為があったと認めるときは、懲戒処分を厳正に行わなければならない。 ４　任命権者は、前項の懲戒処分を行うに当たり、故意又は過失の程度、反復継続性、隠匿又は改ざんの有無、被害の重大性、被害回復	7　懲戒手続及び職務排除について 本条例において、職務上の措置及び懲戒処分を規定することは想定しておりません。 既存の制度と服務規律の徹底により適切に対応してまいります。	

	措置の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。 地方公務員法上、懲戒の種類は戒告、減給、停職、免職です。 ８　罰則 市の職員が、正当な理由なく、第 10 条第３項の規定に違反して相談票の提出を拒み、又は同条第 4 項の書面交付を怠ったときは、50 万円以下の罰金に処する。 ２　市の職員が、要配慮個人情報を目的外に提供し、又は漏らしたときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。 ３　市の職員が、資料の実質的改変をし、又は第 13 条第１項の記録を隠匿し、廃棄し、若しくは改ざんしたときは、２年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。 条例罰の上限は地方自治法の範囲内で設計する必要があります。	８　罰則について 本条例において、職務上の措置及び懲戒処分を規定することは想定しておりません。 既存の制度と服務規律の徹底により適切に対応してまいります。	